

福井信金争議の早期解決を求める決議

旧・武生信金（現・福井信金）裁判は、昨年2月28日に最高裁が労働者側の上告を棄却したため、経営者の不正を公益通報した労働者に対する報復的懲戒解雇を有効とする下級審の不当判決が裁判で確定しました。

その後、4月25日に行われた福井信金との団体交渉では金庫側が「裁判で確定した以上、今後団体交渉はしない」などと、争議解決に向けた話し合いさえ拒否したまま、未だに解決に至っていません。

これまで「裁判係争中」を口実に、組合から出された要求や質問に何ら説明・回答してこなかった福井信金に対して、金融労連は6月21日に公開質問状を送り、①金庫が懲戒解雇理由としているメールアクセス行為を、他の職員も行っていたにもかかわらず、なぜ2名だけを懲戒解雇処分としたのか、今後も、同一行為が発生した場合、懲戒解雇処分とされるのか、人によっては支店長への昇進もありえる程度の軽微なものとして取り扱うのか。②組合は役員による不正融資が表面化する前から、元理事長らに対する多額の退任慰労金の支払を一定期間凍結することを要求していたにもかかわらず、組合要求を無視し、多額の退任慰労金を支給し、現在、返還請求訴訟を提起しているが、退任慰労金にも満たないような水準の金額での和解に応じ、不正融資の責任追及自体をうやむやにする考えを持っているのか。③「北陸政界」に情報を流出させたという人物を、金庫は刑事告訴（不起訴処分）まで行ったが、犯人として決め付けていた被解雇者ではなかったことが関係者からの証拠で明らかになった以上、2名に対して謝罪するつもりはないのか。④長きにわたり不正融資を行って、金庫経営に重大な損失を招いた旧武生信金経営者に対して、どのような認識で、どのような対応をされているのか。の4点について回答を求めました。

しかし福井信金が弁護士に丸投げした回答書は、不正融資を行った信用金庫経営者よりも、不正融資を告発しようとした労働者へ悪罵を投げつけ、メールアクセス行為の原因をつくった経営者の不正融資、監督官庁の不作为への論及・反省が、全く感じられないものでした。

昨今、日産自動車・神戸製鋼所をはじめとした大企業の不正が相次いで発覚しています。共通するのは、労働者が声を上げられない現場で、不正が繰り返されたことです。「内部通報すると報復される可能性があると思った」（日産・調査報告書）という労働者の声からも明らかなように、会社に批判的な労働者を排除してきたツケが回ってきたと言えます。しかし、内部告発者が懲戒処分を受けたケースなどありません。その意味からも、武生信金（現・福井信金）で経営者による長期にわたる不正融資を告発した労働者への報復的懲戒解雇を、「有効」とした裁判所の不当判決は、ようやく企業の不正を内部告発しようとする流れに冷や水を浴びせる異常なものと言わざるを得ません。

金融労連は、不正融資を行った経営者が刑事告訴されず、不正を通報しようとした労働者だけを刑事告訴する異常な金庫の対応、ワンマン経営者に対して何ら責任追及してこなかった金融庁の怠慢、不正を暴くためのメールアクセスを「興味本位」などとした本裁判の不当性、など、これまで隠蔽され続けてきた事実を社会に広く訴え、争議解決まで全力でたたかう決意です。

以上、決議する。

2018年1月28日

全国金融労働組合連合会第12回中央委員会